

令和7年9月2日

令和7年度「予備費」の使用について

【環境省分】

○災害廃棄物処理事業

能登地域の地震・水害により発生した大量の災害廃棄物を迅速・円滑に処理するため、特に緊急的な財政支援が必要と考えられる地方公共団体に対し、災害等廃棄物処理事業費補助金による支援を実施。

<連絡先>

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課 猪口、長島、石毛

TEL 03-5521-8337 (直通)

E-mail hairi-shisetsu@env.go.jp

災害廃棄物処理事業



【令和7年度予備費使用額 39,805百万円】



災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を支援します。

1. 事業目的

能登地域の地震・水害により発生した大量の災害廃棄物を迅速・円滑に処理するため、廃棄物の収集・運搬及び処分に係る事業に要する費用に対して補助を行い、被災者の生活の早期再建を促進し、被災市町村における早期の復旧・復興を図る。

2. 事業内容

(1) ごみ処理

市町村（一部事務組合、広域連合を含む。）が行う、災害その他の事由のために実施した生活環境保全上、特に必要とされる廃棄物の収集・運搬及び処分に係る事業に要する費用に対する補助。

(2) し尿処理

市町村（一部事務組合、広域連合を含む。）が行う、特に必要と認められた仮設便所、集団避難所等により排出されたし尿の収集・運搬及び処分に係る事業（災害救助法に基づく避難所の開設期間内のものに限る。）に要する費用に対する補助。

3. 事業スキーム

- 事業形態 直接補助事業（補助率 1 / 2）
- 補助対象 市町村
- 実施期間 令和7年度

4. 補助対象



倒壊した家屋等の解体・撤去



仮置場の運用・管理

災害廃棄物の運搬・処分

お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 03-5521-8337